

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所  
整備運営事業

募集要項

令和8年1月5日

鳥取市

## 目次

第1	募集要項等の位置づけ	5
第2	事業の概要	6
1	事業名称	6
2	事業の対象となる公共施設等の名称	6
3	事業目的	6
4	事業概要	6
5	本事業の業務内容	6
6	事業方式	7
7	事業期間	7
8	事業スケジュール	7
9	事業者の収入	8
10	本事業における費用負担	8
11	有資格者の選任・届出	8
12	本事業の実施に関する協定等	8
13	遵守すべき法令及び許認可等	8
14	事業期間終了後の措置	8
第3	応募者の参加資格要件等	9
1	応募者の参加資格要件	9
2	参加資格確認基準日	10
第4	事業者の募集及び選定の手続等	12
1	事業者の募集及び選定スケジュール	12
2	募集要項等に関する質問の受付	12
3	参加表明書の提出	13
4	参加資格確認結果の通知	13
5	提案審査書類の提出	14
6	提案書に関する提案内容の発表及びヒアリング等	15
7	応募者、参加企業の変更または追加	15
8	応募の辞退	15
9	優先交渉権者の決定	15
第5	事業者の決定	16
1	優先交渉権者の選定方法	16
2	選定委員会の設置	16
3	審査の手順	16
4	審査項目等	16
5	優先交渉権者の決定・公表	16

第6 本事業特有の条件	17
1 水利権及び使用許可等	17
2 本事業の用地取得	17
3 系統連系の接続	17
4 本施設の整備経費の支援	17
第7 契約手続き等	19
1 基本協定の締結	19
2 事業契約の締結	19
3 基本協定の締結または事業契約の締結までに至らなかつた場合の措置	19
4 契約手続きに使用する言語、通貨、及び時刻	19
5 その他	19
第8 法制上及び税制上の措置並びに財務上及び金融上の支援に関する事項	20
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	20
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	20
3 その他の措置及び支援に関する事項	20
第9 問合せ先	21
1 事業所管	21
2 事業に関する窓口	21
3 その他	21

## 用語の定義

市	鳥取市をいう。
本事業	鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業をいう。
本施設	本事業で、事業者が事業用地において設計・建設を行う施設及び設備の全てをいう。
PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。
事業者	本事業を委託する民間事業者をいう。なお、本施設の設計を担う者、本施設の施工を担う者及び本施設の維持管理・運営を担う者を含む。
募集要項等	PFI法に基づき、特定事業として選定した本事業の公募及び公募型プロポーザルによる事業者の選定にあたり市が公表する書類をいう。
代表企業	構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる1法人をいう。
応募グループ	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいう。
応募者	応募グループに属する法人（以下に定義する構成員及び協力企業）を総称して、または個別にいう。
構成員	応募グループを構成する法人で、特別目的会社に出資を行う法人をいう。
協力企業	応募グループを構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、特別目的会社には出資を行わない法人をいう。
資格審査通過者	参加資格審査を通過した者をいう。
参加資格確認基準日	参加資格審査書類の受付締切日をいう。
事業提案書	資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出された書類及び図書をいう。
事業者選定委員会	事業実施に必要となる事項及び事業提案書に係る専門的かつ客観的な視点から事業者の選定等を行う目的で、市が設置する有識者等で構成される組織をいう。
優先交渉権者	事業者選定委員会の意見を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
整備運営	本施設の設計・建設、開設準備、維持管理及び運営業務をいう。
特別目的会社	本事業の維持管理・運営業務の実施を目的として事業者により設立される会社（Special Purpose Company）をいう。
地域還元事業	地域団体への寄付等による利益還元や地域の雇用創出、環境教育の提供、地域における公益的な事業の実施など、発電事業と合わせて実施することで地域の経済性、環境性または持続可能性が向上することが期待される事業をいう。

## 第1 募集要項等の位置づけ

鳥取市（以下「市」という。）は、鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した本事業を実施する事業者となる応募者を募集し、公募型プロポーザル方式により選定するために、公表するものである。

事業の基本的な考え方については、実施方針と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針に関する質問及び意見への回答（以下「質問回答書」という。）を踏まえて、募集要項等を作成しているため、応募者は上記のこと留意し、応募に必要な書類を提出すること。なお、募集要項等と、実施方針及び質問回答書に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

## 第2 事業の概要

### 1 事業名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所整備運営事業（以下「本事業」という。）

### 2 事業の対象となる公共施設等の名称

鳥取市佐治町佐治川小水力発電所（以下「本施設」という。）

### 3 事業目的

本事業は、鳥取市が推進するカーボンニュートラルの実現に向けた取組みの一環として、千代川水系佐治川において小水力発電設備を整備するものであり、地域の豊かな自然資源を活用して発電した電力を地域で自家消費するエネルギーの地産地消、再生可能エネルギーの導入推進、脱炭素社会実現への貢献、災害時の非常用電源確保等を通じて地域振興と持続可能なまちづくりを図るものである。

### 4 事業概要

本事業は、民間事業者の持つ技術能力や資金を活用する方式を導入し、民間事業者の資金により本施設の設計及び建設を行い、本施設を民間事業者が所有し、長期的、効率的、安定的かつ安全に発電事業を行うために運営管理及び維持管理を行い、市の脱炭素先行地域の取組を推進するものである。

本事業の実施にあたっては、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用し、効率的・効果的な事業推進を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づいて行う。

### 5 本事業の業務内容

本事業として事業者が実施する業務は、次に掲げるものとする。

#### （1）本施設の設計・建設業務

事業者は、市と事業者が結ぶ事業契約（以下「契約」という。）に基づき、発電設備の設計、施工、工事監理を行うものとする。設計及び建設等に必要となる、申請、解体撤去、設計、建設工事等、必要となる一切の業務を、事業者の責任及び費用で実施するものとする。

#### （2）運営維持業務

事業者は、本施設の運営維持業務として、以下の業務を実施する。

- ・巡視及び点検

- ・測定及び調査
- ・運用
- ・記録
- ・運転制御
- ・設備の保護・修繕・保全
- ・緊急時対応、災害対応
- ・その他施設の運営維持に必要な業務

(3) 地域還元事業に係る業務

事業者は、市の地域に貢献する事業（以下「地域還元事業」という。）を実施するものとする。地域還元事業の内容については、事業者の創意工夫に委ねるものとし、その具体的な内容（事業者が得る収益の一定割合を金銭にて市に対して支払うものでもよい。）を提案書に記載するものとする。

(4) 原状回復業務

事業者は、事業契約期間終了後、本施設の設備の撤去を含む原状回復工事を行うものとする。

## 6 事業方式

PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、市から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施するBOO（Build-Own-Operate）方式により行う。

## 7 事業期間

事業契約締結から令和31（2049）年3月31日までとする。ただし、本施設の建設作業が合理的な理由で遅延した場合には、市が事業契約期間を本施設供用開始から20年までとすることを認めることがある。

## 8 事業スケジュール

事業スケジュールは以下を予定している。

日程	内容
令和8（2026）年3月	事業者との事業契約締結
令和11（2029）年4月頃	事業者による本施設供用開始
令和31（2049）年3月末	本施設の供用終了 原状回復

## **9 事業者の収入**

事業者は、水力発電に係る売電収入のうち、本事業実施より生じた費用を除く収益を收受できるものとする。

## **10 本事業における費用負担**

事業者は、事業契約書等に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する費用を負担しなければならない。

## **11 有資格者の選任・届出**

事業者は、自らの費用と責任で、電気主任技術者を配置するものとする。

## **12 本事業の実施に関する協定等**

市は、PFI法に定める手続きに従い、本事業を実施するため次に掲げる協定等を締結する。

### **(1) 基本協定**

市は、選定された事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

### **(2) 事業契約**

市は、基本協定の定めるところにより、事業契約を締結する。

## **13 遵守すべき法令及び許認可等**

事業者は、本事業の実施にあたり必要とされる関係法令（関係する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。なお、関連法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担によりその許認可等を取得しなければならない。

## **14 事業期間終了後の措置**

本施設については原則として、事業期間の終了後に全て事業者の責任及び費用負担により撤去・原状回復するものとする。ただし、事業者は、市及び地域の同意に基づき事業協定期間を延長することができるものとする。

### 第3 応募者の参加資格要件等

#### 1 応募者の参加資格要件

##### (1) 応募者の構成

- ア 本事業には、第1の「5 本事業の業務内容」に掲げる業務を実施することを予定する単独の企業（以下「単独企業」という。）または、複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）が、応募することができる。
- イ 単独企業の場合は、当該企業を事業者とし、応募手続を行うこと。
- ウ 応募グループの場合、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。
- エ 設計・建設業務、運営維持業務、地域還元事業に係る業務及び原状回復業務を実施する者は、必ずしも構成企業に含める必要はない。ただし、その場合であっても、それぞれの業務着手時までに、実施する者を特定し、市に通知（資格等を確認できる証書の提出を含む。）して、市の承認を受けること。また、その事業者は、「第3 1 応募者等の参加資格要件」に定める参加資格を満たすこと。
- オ 構成企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までの期間に限り、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、その事情を検討の上、市が認めた場合はこの限りではない。
- カ 構成企業のいずれかが、他の単独企業の応募者または応募グループの構成企業でないこと。
- キ 構成企業のいずれかと資本関係または人的関係のある者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号または第4号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）が、他の単独企業の応募者または応募グループの構成企業でないこと。

##### (2) 応募者に共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当する者でないこと。
- イ PFI法第9条の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその役職員または構成員（以下「ウに掲げる団体等」という。）でないこと。
- エ 鳥取市暴力団排除条例（平成24年鳥取市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者の該当者（以下「エに掲げる暴力団等」

という。) でないこと。

- オ ウに掲げる団体等及びエに掲げる暴力団等から委託を受けた者並びにエに掲げる暴力団等の関係団体及びその役職員または構成員でないこと。
- カ ウに掲げる団体等及びエに掲げる暴力団等と密接な関係を有する者でないこと。
- キ 鳥取市建設業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ク 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）でないこと。
- ケ 応募申込みをした日から過去 1 年間の法人税、消費税または法人事業税を滞納している者でないこと。
- コ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 及び第 180 条の 5 に該当する者でないこと。
- サ 市と本事業に関する事業性評価調査業務を締結した者（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業及び当該企業と資本関係または人的関係のある企業を含む。）でないこと。なお、本事業に係る事業性評価調査業務を締結した企業は、株式会社井上工務店（岐阜県高山市江名子町 2715 番地 11）である。

### （3）複数応募の禁止

応募グループの構成員及び協力企業は、他の単独企業の応募または応募グループの構成員及び協力企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面または人事面において密接な関連のある者についても、他の単独企業の応募または応募グループの構成員または協力企業になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業協定を締結後、選定されなかった応募グループの構成員（代表企業を除く。）または協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

## 2 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の提出期限の最終日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から市による優先交渉権者の選定日までの間に、応

募者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合は、市はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

## 第4 事業者の募集及び選定の手続等

### 1 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

項目	日程
特定事業の選定・公表	令和7年12月19日
募集要項等の公表	令和8年1月5日
募集要項等(参加資格関係)に関する質問の受付締切	令和8年1月8日
募集要項等(参加資格関係)に関する質問に対する回答	令和8年1月13日
募集要項等(参加資格関係以外)に関する質問の受付締切	令和8年1月14日
参加表明書及び参加資格審査書類の受付締切	令和8年1月16日
募集要項等(参加資格関係以外)に関する質問に対する回答	令和8年1月19日
参加資格審査結果の通知	令和8年1月19日
事業提案書の受付締切	令和8年1月30日
選定委員会の開催	令和8年2月上旬
優先交渉権者・次点者の決定・公表	令和8年2月中旬
基本協定締結	令和8年3月上旬
事業契約の締結	令和8年3月下旬

### 2 募集要項等に関する質問の受付

市は、応募希望者から、募集要項等に記載の内容に関する質問について、以下のとおり受け付ける。

#### (1) 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問（別紙様式）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出すること。（送信後には電話で着信を確認すること）

#### (2) 提出期限と提出先

ア 提出期限 「第4 1 事業者の募集及び選定スケジュール」に記載期日の午後5時まで

イ 提出先 「第9 問合せ先 2 事業に関する窓口」

#### (3) 件名

「【企業名等】佐治川小水力発電所事業者公募に係る質問」とすること。

#### (4) 回答方法

市は、質問・意見及びその回答を市公式ウェブサイトで公開する。質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨を掲載する予定だが、その内容は基本的に公開とする点を承知した上で質問・意見を行うこと。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問を提出した事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものについては、当該質問を提出した者にのみ回答を公表する。

### 3 参加表明書の提出

本事業の応募者は、参加表明及び参加資格審査に関する書類を提出し、本事業に参加する意思があることを表明するとともに、参加資格を満たすことを証明するための書類を提出し、参加資格の有無について市の審査を受けること。なお、提出する書類の詳細は別紙様式を参照すること。

#### (1) 提出方法

持参（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く日の午前9時から午後5時に限る。）または郵送（配達記録が残る方法に限る。提出期限必着。）により提出すること。

#### (2) 提出期限と提出先

- ア 提出期限 令和8年1月16日 午後5時まで
- イ 提出先 第9 問合せ先－2 事業に関する窓口

### 4 参加資格確認結果の通知

市は、応募者から提出された参加資格審査書類により参加資格の有無について審査、確認を行い、参加資格審査を行った結果を令和8年1月19日に応募者に通知する。なお、参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知を受けた日から7日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができるものとする。市は、説明を求めた者に対し、説明要求を受けた日から7日以内に、書面により回答する。

## 5 提案審査書類の提出

参加資格が確認された応募者は、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業実施に関する提案書及びその他関連書類等（以下「提案審査書類等」という。）を次の要領により市に提出すること。提案審査書類等の作成方法については、別紙様式に従うこと。なお、提案書受付後、市は、応募者に対し、提案審査書類等の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日市より応募者に対して連絡する。

### （1）提出方法

持参（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日等」という。）を除く日の午前9時から午後5時に限る。）または郵送（配達記録が残る方法に限る。提出期限必着。）により提出すること。

### （2）提出期限と提出先

- ア 提出期限 令和8年1月30日 午後5時まで
- イ 提出先 第9 問合せ先-2 事業に関する窓口

### （3）提案書の書換え等の禁止

応募者等は、その提出した提案書の書換え、差替えまたは撤回をすることができない。

### （4）費用の負担

応募者等が提案書の提出に要する費用は、応募者等の負担とする。また、市は、提案書を返却しない。

### （5）提出書類の取扱い

#### ア 著作権等

提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、市が公表、展示その他本事業に関して認める範囲において、市はこれを無償で使用することができる。

#### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

#### ウ 資料の公開

市は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。

### 6 提案書に関する提案内容の発表及びヒアリング等

市は、本事業の優先交渉権者を選定するため、選定委員会を開催し、応募者等に対し、別途、日時及び場所を指定して、当該提案内容に関する応募者等による発表及びヒアリングを実施する。実施時期、実施方法等については、提案書の提出があった応募者または応募者等の代表企業に対し、別途通知する。

### 7 応募グループ企業の変更または追加

参加表明書の提出以降、提案書提出までの間に、応募グループ企業を変更または追加しようとする応募者等は、「第9 問合せ先 2 事業に関する窓口」に参加企業変更届を持参または送付により提出すること。ただし、送付による場合は、郵送（書留）または信書便（書留に準ずる）により提出すること。なお、持参に当たっては、提出先へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で、持参により提出すること。

### 8 応募の辞退

応募者等は、隨時、応募を辞退することができる。辞退する場合は、「辞退届」を「第9 問合せ先－2 事業に関する窓口」に持参または送付により提出すること。ただし、送付による場合は、郵送（書留）、または信書便（書留に準ずる）により提出すること。なお、持参に当たっては、提出先へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で、持参により提出すること。

### 9 優先交渉権者の決定

選定委員会は、提案書を審査し、最も評価点の高い者を最優秀提案者として選定し、次点の者以下に順位を付する。

市は、選定委員会が選定した最優秀提案者を優先交渉権者として決定するものとし、全ての応募者に対し、結果を個別に通知する。なお、この場合において、市は、優先交渉権者が辞退・失格した場合における交渉権者として、次点の者以下の交渉の優先順位を通知するものとする。

市は、決定した優先交渉権者の名称を市公式ウェブサイトにて公表する。

## 第5 事業者の決定

### 1 優先交渉権者の選定方法

本事業では、設計、建設、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、提案価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行うものとする。

### 2 選定委員会の設置

市は、事業者提案にかかる専門的かつ客観的な視点からの検討等を行うため、「鳥取市佐治町佐治川小水力発電事業事業者選定委員会」を設置する。なお、本事業について委員に接触を試みた者は、参加資格を失う。

### 3 審査の手順

#### (1) 参加資格審査

応募者（応募グループの場合は各構成員を含む）が、参加資格要件を満たしているかどうかについて審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。

#### (2) 提案審査

選定委員会は「事業者選定基準」に従って、審査を行う。

### 4 審査項目等

審査項目等は、「事業者選定基準」において示す。

### 5 優先交渉権者の決定・公表

選定委員会は応募者から 提出された提案審査書類等を審査し、市は選定委員会の意見を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

優先交渉権者及び次点交渉権者を決定後、その結果を全ての応募者に対して通知するとともに、審査の結果は市公式ウェブサイトにおいて公表する。

## 第6 本事業特有の条件

本事業特有の条件のうち、主なものは以下のとおりである。また、これらの条件に  
関し事業者に課される具体的な権利及び義務等については、事業契約書（案）及び要  
求水準書等のとおりとする。

### 1 水利権及び使用許可等

本事業において使用する河川については、河川法の適用を受ける一級河川に該当  
するため、事業者は自らの費用と責任により、河川からの取水の許可及び河川内構造  
物の占用に関する許可等、法令に従った許可手続きを行うものとする。

その他、事業の実施上の必要となる法令及び条例等に基づく許認可の取得につい  
ても同様とする。

### 2 本事業の用地取得

事業者は、自らの費用と責任により、本事業の実施に必要となる用地の取得等に關  
する契約を土地所有者等と行うものとする。

また、本事業に使用する用地について農地が含まれる場合は、本施設の施工を農繁  
期に該当しない時期に実施するよう配慮することとする。

なお、本事業実施予定地は農業振興地域に該当するため、本事業に使用する用地に  
農地が含まれる場合は、農地転用に必要な手続きを事業者自らの費用と責任により  
行うこととする。

### 3 系統連系の接続

接続検討の結果については、市と送配電事業者（中国電力ネットワーク株式会社）  
との間で手続きが完了しているため、事業者は市から接続の権利を引き継ぐことが  
できる。事業者は、自らの費用と責任により、送配電事業者から「系統連系に係る契  
約の案内」を取得し、接続契約を締結することとする。

### 4 本施設の整備経費の支援

本施設の整備に対して、国の特定地域脱炭素移行加速化交付金を財源とする補助  
金を交付し、整備経費の支援を行うこととする。また、上記補助金とは別に、市補  
助金（上限6千万円）を交付し、整備経費の支援を行うこととする。

ただし、上記補助金の交付申請等に係る経費は、すべて事業者が負担することと  
する。

## 5 本施設で発電した電力の売電方法等

事業者は、自らの費用と責任により、本施設で発電した電力の売電についての契約を電力小売事業者と締結することとする。

ただし、本事業は、国の特定地域脱炭素移行加速化交付金を財源とする補助金を交付するものであるため、固定価格買取制度による売電はできない。

また、本事業は、市脱炭素先行地域づくり事業の趣旨に基づき、本施設で発電した電力については、市脱炭素先行地域内に優先して供給することとする。

## 第7 契約手続等

### 1 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、事業契約の締結に先立って、募集要項及び提案審査書類等に基づき、基本協定を締結する。

### 2 事業契約の締結

市及び優先交渉権者は、基本協定の締結後、速やかに事業契約書（案）に基づき協議を行い、協議等が整った場合には事業契約を締結する。

### 3 基本協定の締結または事業契約の締結までに至らなかった場合の措置

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、または基本協定の締結後に事業契約の締結に至らないことが明らかになった場合、市は次点の優先交渉権者と改めて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。

### 4 契約手続きに使用する言語、通貨、及び時刻

契約手続きに使用する言語は「日本語」、通貨は「日本国通貨」、時刻は「日本標準時」とする。

### 5 その他

優先交渉権者決定後、優先交渉権者の参加企業が地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限、または鳥取市建設業者等指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には、市は事業契約を締結しないことがある。

## **第8 法制上及び税制上の措置並びに財務上及び金融上の支援に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上または税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。なお、市は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合は、市は当該措置の適用以降の事業契約上の措置について検討を行うものとする。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

### **3 その他の措置及び支援に関する事項**

市は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、市と事業者で協議を行い、対応策を検討する。

## 第9 問合せ先

### 1 事業所管

鳥取市経済観光部 経済・雇用戦略課 スマートエネルギータウン推進室

### 2 事業に関する窓口

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) 部局        | 鳥取市経済観光部 経済・雇用戦略課<br>スマートエネルギータウン推進室  |
| (2) 所在地       | 鳥取県鳥取市幸町71番地（本庁舎4階）   |
| (3) 電話        | 0857-30-8288  |
| (4) ファクシミリ    | 0857-20-3947  |
| (5) 電子メール     | energy@city.tottori.lg.jp   |
| (6) 市公式ウェブサイト | <a href="https://www.city.tottori.lg.jp">https://www.city.tottori.lg.jp</a> |

### 3 その他

本事業に関する情報提供は、市公式ウェブサイト等を通じて適宜行う。